

【 地域包括ケア病床について 】

1. 地域包括ケア病床とは

急性期（救急）の治療を終えて、症状が安定した患者さんには、早期に退院していただくことになっております。しかし、在宅や施設での生活に不安があり、もう少し入院を延長し、経過観察やリハビリテーションの継続をすることにより、患者さんが安心して退院できるようにお手伝いをさせていただくのが「地域包括ケア病床」です。

地域包括ケア病床では、在宅復帰支援計画に基づき、医師や看護師、リハビリテーションスタッフ、医療ソーシャルワーカー（相談員）などと協力して、在宅や施設復帰に向けてサポートさせていただきます。

*ここでの施設とは、特別養護老人ホーム・有料老人ホーム・グループホームサービス付き高齢者住宅などの居住型施設のことをいいます。

2. どのような場合に入院となるのか？

- ・急性期（救急）の治療は終了したが、もう少し経過観察が必要な方
- ・自宅や施設への退院に向け、リハビリテーションが必要な方
- ・自宅や施設での療養中に軽微な熱や下痢等の症状をきたした為に入院加療が必要な方
- ・在宅療養や施設入所に向けて、準備が必要な方
- ・レスパイト入院（介護者の休憩のための入院）

3. 入院から退院までの流れ



4. 入院費について

一般病棟と異なり「地域包括ケア入院医療管理料2」を算定いたします。入院料は定額で、入院基本料・リハビリテーション料・投薬料・検査料・画像診断料などが含まれています。手術などの治療内容によっては増額となる可能性があります。

75歳以上で1割負担の方は、月の医療費負担額の上限が定められていますので、ほとんどの場合、一般病棟と比べて増額はありません。

* ご不明な点、ご相談は1階受付窓口（入院係）までお願いいたします。

5. 入院に対する留意点

- ・ 一般病棟（病床）から地域包括ケア病床へ移る場合は、病室が変わります。
- ・ 地域包括ケア病床に入院できる期間は保険診療上、**最長60日**となります。
- ・ 退院先や病状により異なりますが、上記の期限がありますので、早めに退院のご相談を開始させていただきます。
- ・ 退院支援の途中で、急性期（救急）の治療が必要となった際は、一般病棟に戻っていただくことがあります。

お問い合わせ

お問い合わせ・入院のご相談

地域連携室 ☎ 049-235-7779（直通）

入院費のお問い合わせ

医事課入院係 ☎ 049-235-7777（代表）内線106, 107

受付時間 平日 8:30~17:00
土曜日 8:30~12:00

